

日本を取り巻くEPA/FTA

令和3年1月

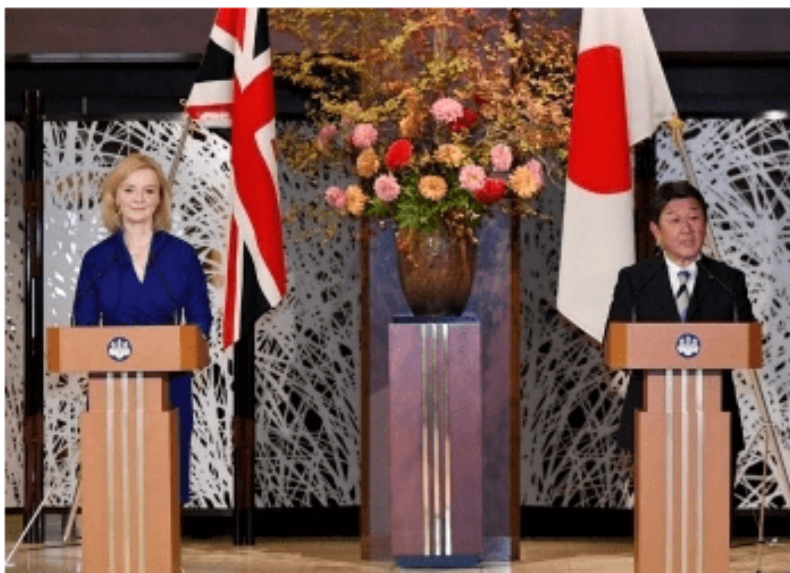
経済産業省 通商政策局 経済連携課

塩飽 真依子

目次

1. 我が国の E P A / F T A の潮流
2. 日 E U E P A
2. 日英 E P A
3. R C E P
4. C P T P P

2020年10月23日 日英EPA 署名式



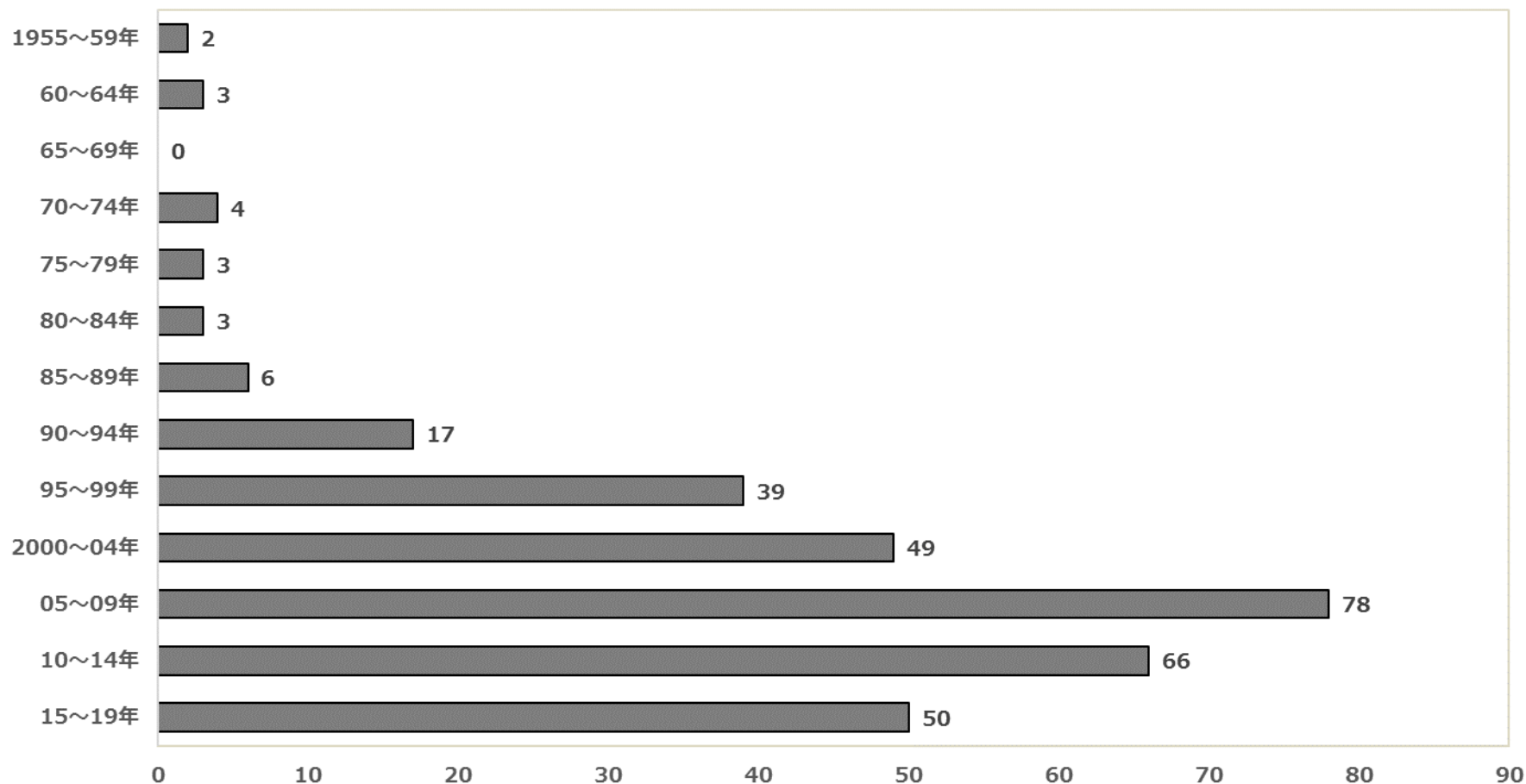


我が国のEPA／FTAの潮流

世界のEPA/FTA締結の動き

- 世界の発効済EPA/FTAの件数は、2019年12月末現在で320件。2000年代に入って順調に件数が伸びてきている。（2017年は5件、2018年は13件、2019年は9件の新規発効。）
- その他、交渉中・交渉開始合意済の件数は、93件。

世界の発効済みFTA件数の推移（2019年12月時点）



（出典）2019年12月 日本貿易振興機構「世界と日本のFTA一覧」
ジェトロ世界貿易投資報告 2020年版

日本の経済連携協定等の交渉の歴史

日本の発効済 E P A 等（15カ国・3地域）

2002年11月 日シンガポール E P A 発効

2005年4月 日メキシコ E P A 発効

2006年7月 日マレーシア E P A 発効

2007年9月 日チリ E P A 発効

2007年11月 日タイ E P A 発効

2008年7月 日インドネシア E P A 発効

2008年7月 日ブルネイ E P A 発効

2008年12月 日アセアン E P A 発効

2008年12月 日フィリピン E P A 発効

2009年9月 日スイス E P A 発効

2009年10月 日ベトナム E P A 発効

2011年8月 日インド E P A 発効

2012年3月 日ペルー E P A 発効

2015年1月 日豪 E P A 発効

2016年6月 日モンゴル E P A 発効

2018年12月 T P P 11 発効（6カ国）

2019年2月 日 E U ・ E P A 発効

2020年1月 日米貿易協定発効

2020年8月 AJCEP協定改訂（サービス・投資）

2020年10月 日英EPA署名

2020年11月 RCEP署名

●日本初の F T A

●アセアン諸国に対し、日本との E P A 締結への関心を喚起

▼
2003年12月 タイ、フィリピン、マレーシアとの間で E P A 交渉開始に合意

●初の広域 E P A

- ・二国間 E P A を締結していなかったカンボジア、ラオス、ミャンマーをカバー
- ・日本とアセアン域内にまたがるサプライチェーンで、E P A が利用可能に（原産地規則の累積規定）

●二国間 E P A とは別個の協定

- ・企業は、日アセアン E P A と既存のアセアン諸国との二国間 E P A を比較して、関税率や利用条件が、より有利な協定を選択して利用可能

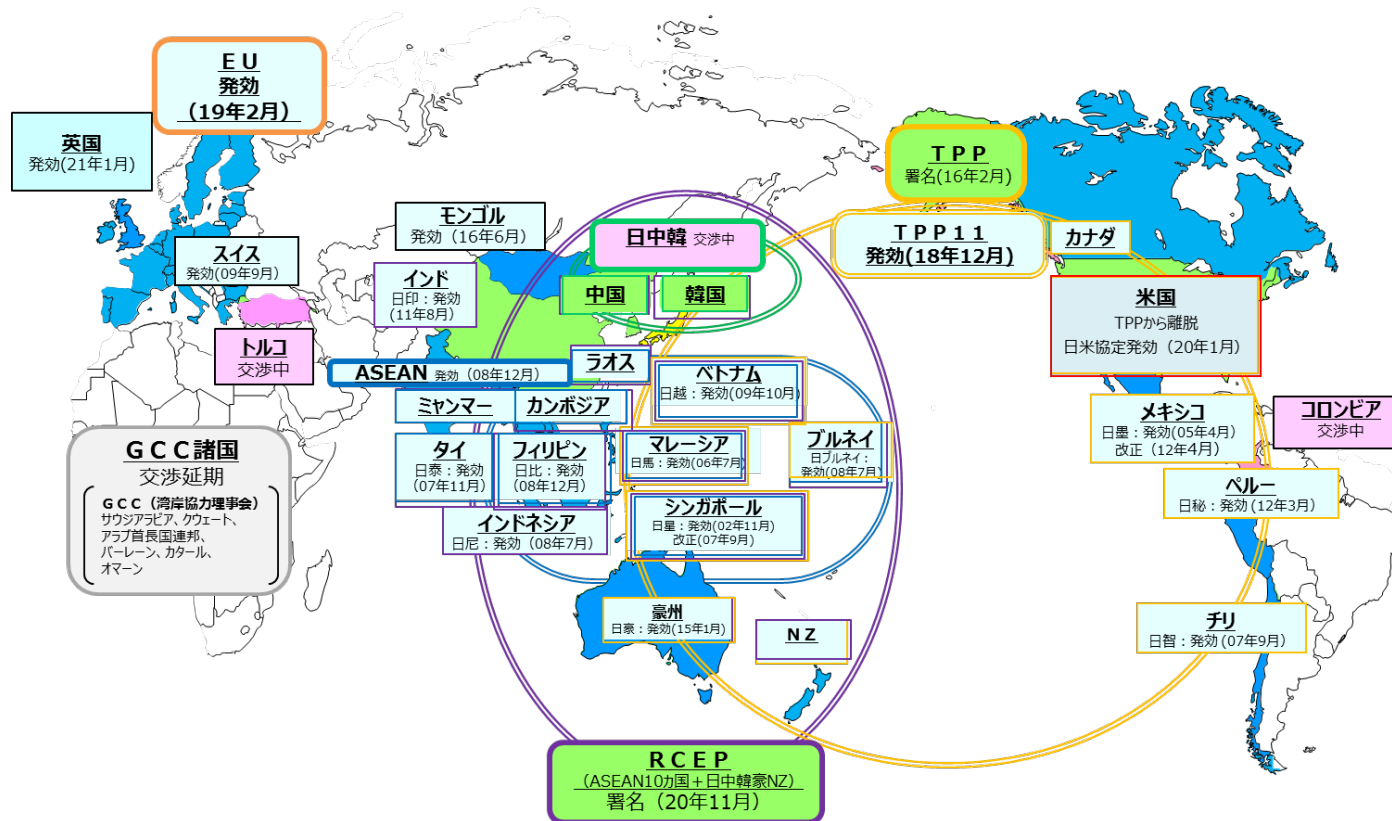
●幅広い分野でのルール構築

- ・モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野でルールを構築

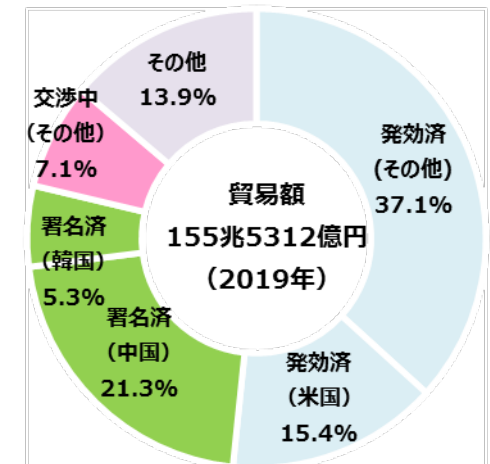
日本の経済連携の推進状況

日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築。米国との間でも、2020年1月に日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が発効。

今後もRCEPの速やかな発効に取り組み、自由貿易圏の更なる拡大を目指す。



＜日本の各国との貿易額の割合＞



日EU EPAについて

日EU・EPA【意義と経緯】

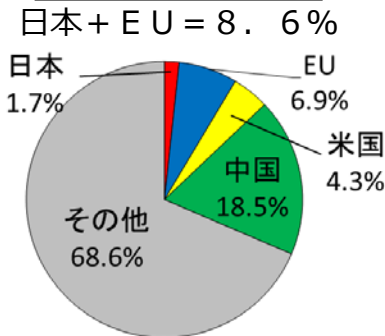
日EU・EPAの意義

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。
- 日EU関係の最優先課題である日EU・EPAは、戦略的パートナーシップ協定（SPA）と共に、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的関係を更に強化するもの。
- 世界のGDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EUによる世界で最大級規模の自由な先進経済圏が新たに誕生。
- 我が国にとっての経済効果は、実質GDPを約1%（約5兆円）押し上げ、雇用を約0.5%（約29万人）増加させる見込み。
- 本協定署名により、我が国の署名・発効済みFTAカバー率（TPP12を含む）は40.3%から51.6%まで増加
（※TPP11の場合は25.2%から36.5%）

経緯

2013年3月：交渉開始 ⇒ 2017年7月：大枠合意、12月：交渉妥結 ⇒ 2018年7月：署名 ⇒ 2019年2月 発効

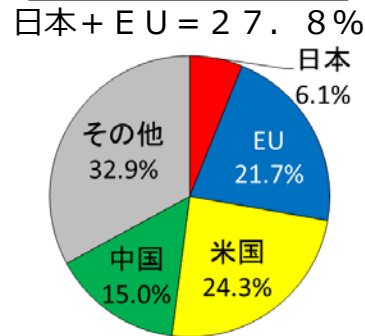
人口（2016年）



	人口 (2016年, 百万人)	シェア (%)
日本	127	1.7%
EU	511	6.9%
米国	323	4.3%
中国	1,379	18.5%
その他	5,104	68.6%
世界計	7,444	—

出典：World Bank, World Development Indicators, May 21, 2018

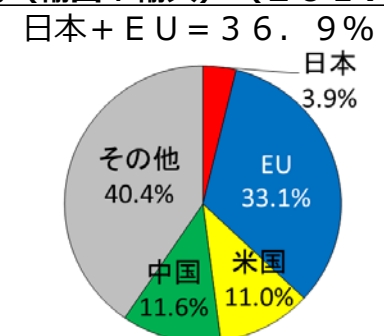
GDP（2017年）



	GDP (2017年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	4,872	6.1%
EU	17,309	21.7%
米国	19,391	24.3%
中国	12,015	15.0%
その他	26,279	32.9%
世界計	79,865	—

出典：IMF, World Economic Outlook Database, April 2018

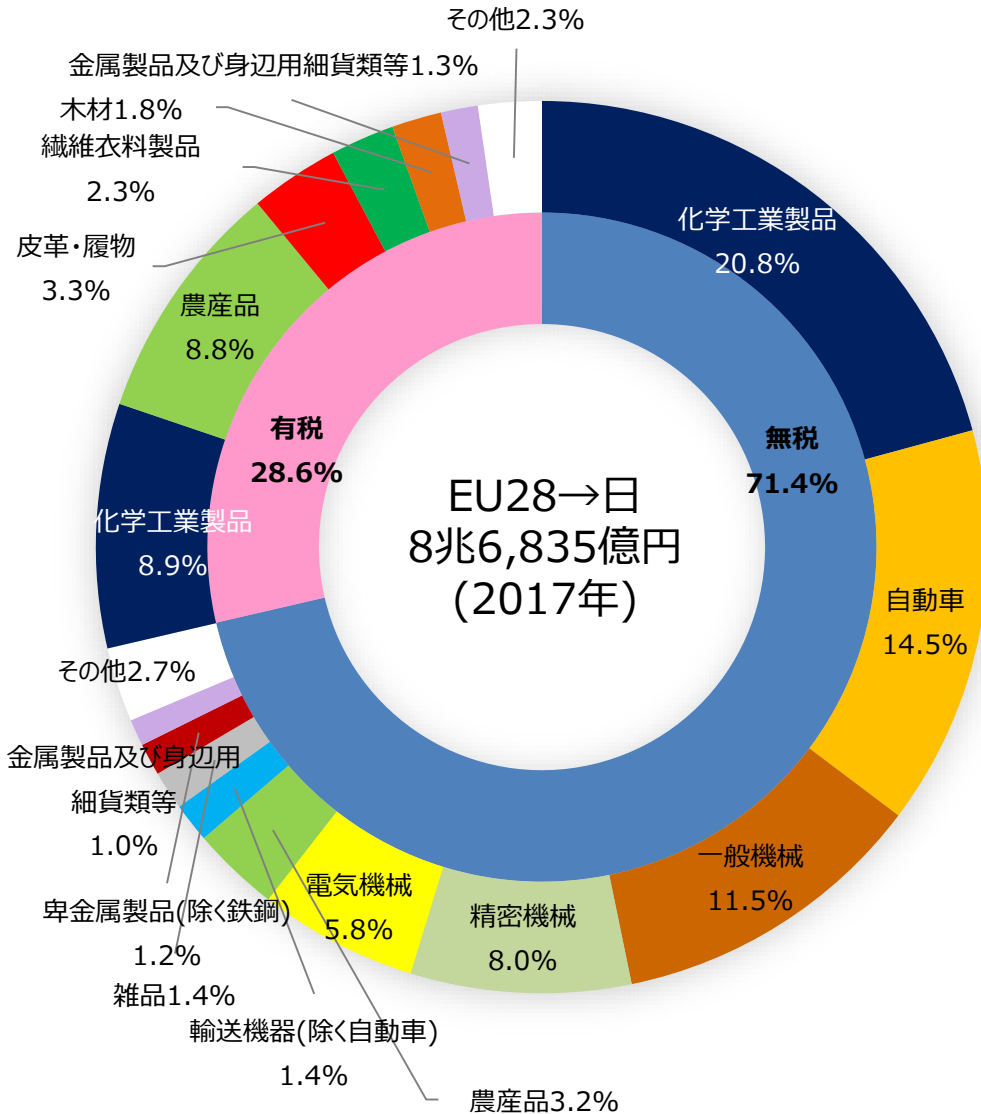
貿易（輸出+輸入）（2017年）



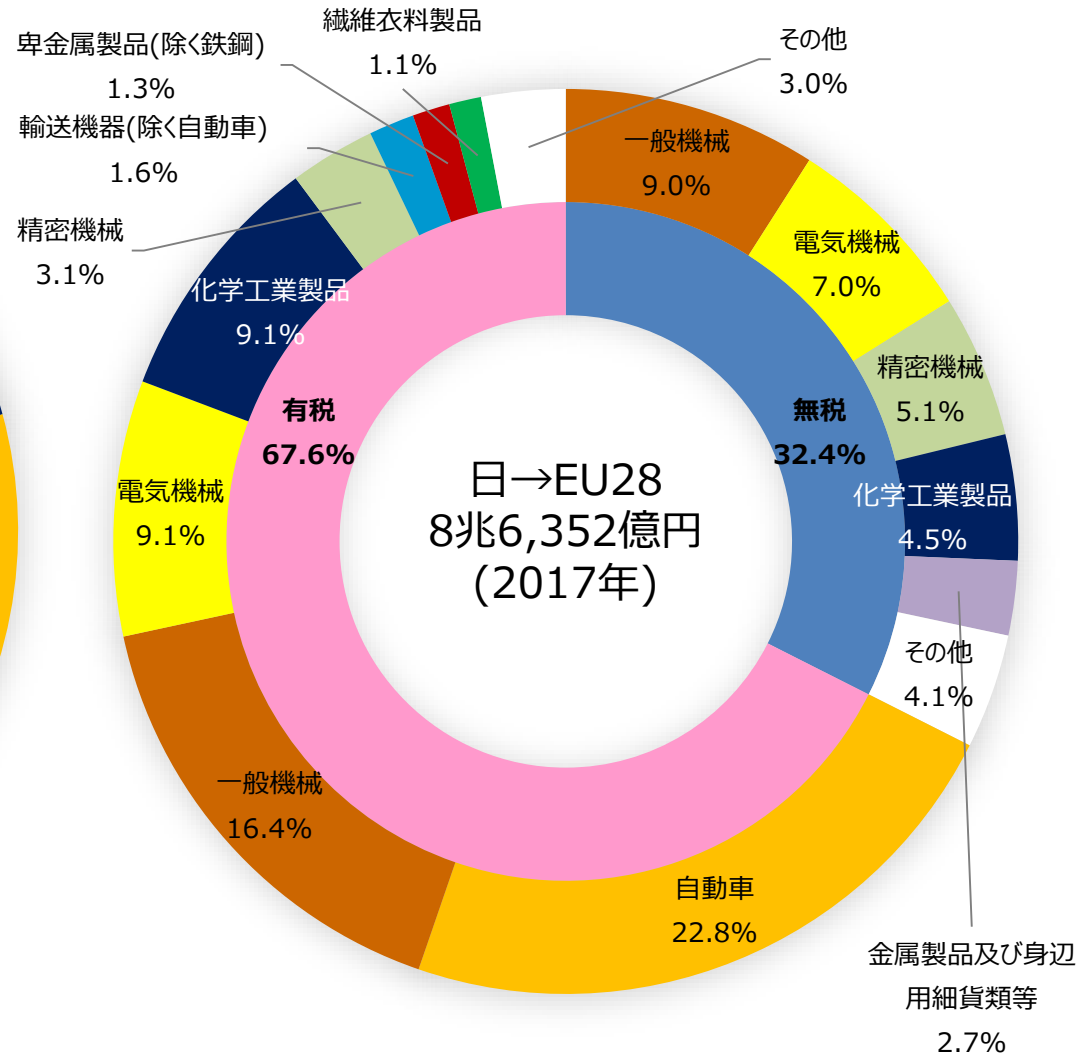
	貿易(輸出+輸入) (2017年, 10億ドル)	シェア (%)
日本	1,369	3.9%
EU	11,705	33.1%
域内	7,468	21.1%
米国	3,888	11.0%
中国	4,112	11.6%
その他	14,309	40.4%
世界計	35,384	—

出典：IMF, Direction of Trade Statistics, May 25, 2018

EUとの貿易関係（2017年）



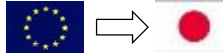
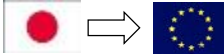
貿易データ: 財務省貿易統計(2017年)
関税データ: 実行関税率表(2017年)



貿易データ: GTA(2017年)
関税データ: WTO-IDB(2017年)

日EU・EPA：市場アクセス

市場アクセス分野



(1) 日本産品のEU市場へのアクセス（「攻め」）

□ EU側撤廃率：約99%。（注1）（注2）

● 工業製品

- ✓ 100%の関税撤廃を達成。
- ✓ 乗用車（ベースレート10%）：8年目に撤廃。
- ✓ 自動車部品：貿易額で9割以上が即時撤廃。

● 農林水産品等

- ✓ 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃（ほとんどが即時撤廃）。
- ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制（醸造方法・輸出証明）を撤廃。自由な流通が可能。
- ✓ 農産品や酒類（日本酒等）に関する地理的表示（GI）の保護を確保。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス（「守り」）

□ 日本側撤廃率：約94%（注2）
（農林水産品：約82%，工業品等：100%）。

● 農林水産品

- ✓ コメは、関税削減・撤廃等の対象から除外。
- ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガード等の有効な措置を確保。
- ✓ ソフト系チーズは関税割当てとし、枠数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- ✓ 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

● 工業製品

- ✓ 化学工業製品、繊維・繊維製品等：即時撤廃。
- ✓ 皮革・履物（ベースレート最高30%）：11年目又は16年目に撤廃。

我が国産品の輸出拡大や市場拡大の実現

- **工業製品**：乗用車・自動車部品に加え、一般機械、化学工業製品、電気機器も高い割合でEU側関税の即時撤廃を実現。
大企業のみならず、メーカーに部品を納入する**中小企業にも裨益。**
- **農林水産品**：牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃を獲得（ほとんどが即時撤廃）し、5億人を超えるEU市場への**我が国農林水産物輸出促進**に向けた環境が整備。GI保護による**ブランド価値向上。**
- **酒類**：酒類の**輸出拡大**（EU側は全ての関税を即時撤廃）。GI保護による**ブランド価値向上。**

（注1）EU側の撤廃率はEU側公表資料による。交渉中に使用した2012年のHSコードに基づくもの。

（注2）撤廃率は、品目数ベースで算出したもの。

日EU・EPA ルール分野(例)

サービス分野

- 原則全てのサービス分野を自由化の対象とし、規則の根拠となる措置や分野を列挙（ネガティブ・リスト方式）
- 日EU双方が、設立目的の商用訪問者、投資家、企業内転勤者、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者、帯同する配偶者及び子につき滞在期間を約束。
※下線部はGATSでEUが約束していない区分

電子商取引等

- (データ流通) 日EU間における電子的な送信に対する関税賦課の禁止、ソースコード開示要求の禁止等を規定。
- (個人情報流通) 個人情報の相互の円滑な移転を可能とする枠組み整備に向けた対話が別に進展。

知的財産

- 営業秘密の保護等、高いレベルの知的財産保護を実現

政府調達

- 鉄道分野を含め、日EU双方向の市場アクセスの改善を実現
- EU側は公的機関や自治体調達の苦情処理手続について改善を約束。鉄道施設等の調達を日本企業に開放

投資

- これまで投資協定が存在していなかった日EU間で、初めての包括的投資協定（28のEU加盟国をカバー）
- 内国民待遇や最恵国待遇のほか、投資家に対する特定の措置の履行要求の禁止を明記
(ローカルコンテンツ要求、ライセンス契約に関するロイヤリティ規制の禁止等)
- 投資家と国家の紛争解決については、協議を継続

日英EPAについて

日英包括的経済連携協定（日英EPA）

- 昨年まで日英間の貿易は日EU・EPA（2019年2月発効）が適用されていたが、英国のEU離脱に伴い、移行期間の終了（2020年末）後はその適用対象から外れることに。
⇒日EU・EPAに変わる日英間の新たな経済連携協定の締結が必要。
- 2020年6月9日に交渉を開始。9月11日に茂木大臣とトラス英国国際貿易大臣との会合（テレビ会議）で大筋合意に至り、10月23日に署名。12月3日国会にて承認。
- 2021年1月1日に発効し、日本企業の英国とのビジネスの継続性を確保。

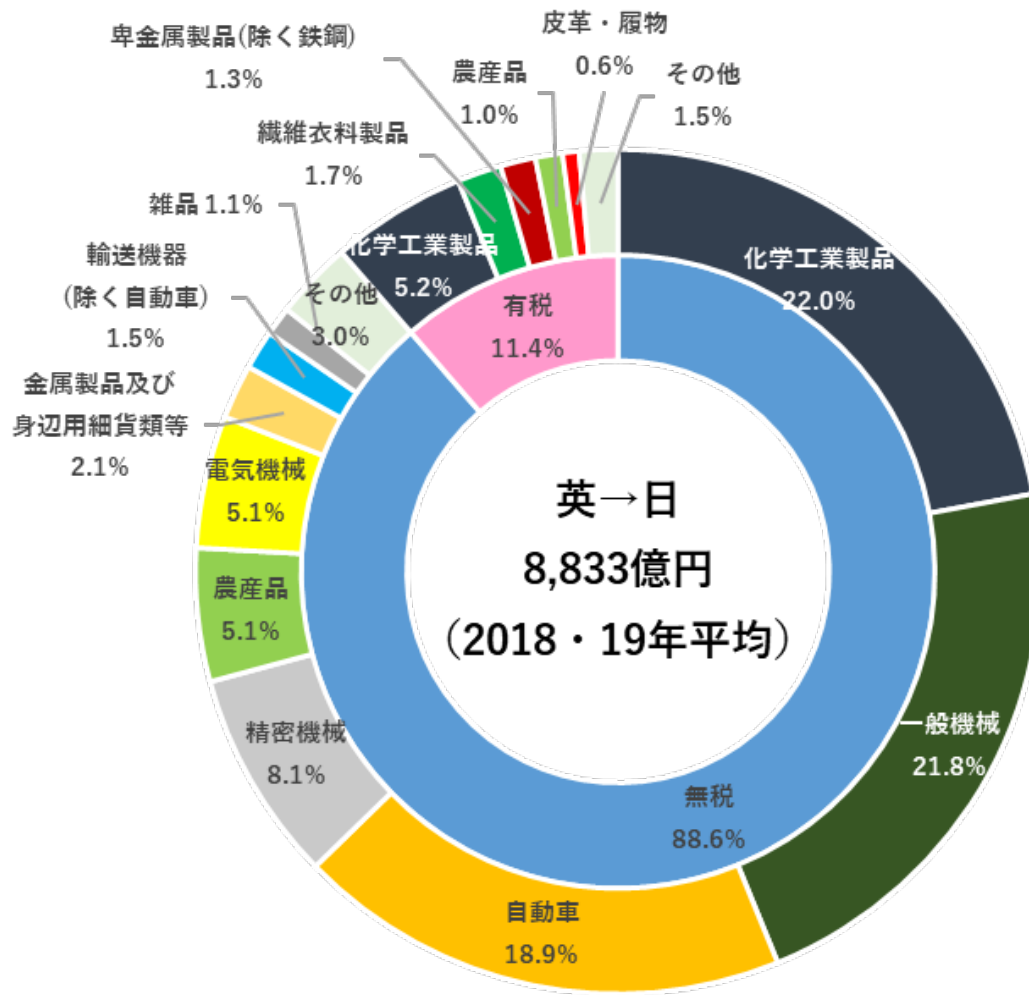
主な内容：物品貿易

- **全体として日EU・EPAの関税率・撤廃期間に追いつく形で適用（いわゆる「キャッチアップ」）。**
※日英EPAの発効時から、日EU・EPAと同じ削減税率を適用。（例）乗用車：日EU・EPAと同様に2026年2月に撤廃
- **鉱工業品関税の合意内容**
 - ✓ **100%の関税撤廃。**
 - ✓ 日EU・EPAで獲得した**即時撤廃を維持しつつ、追加的に鉄道車両・自動車部品等の即時撤廃を確保。**
(例) 鉄道用車両・同部分品(日EU・EPA13年目撤廃、貿易額約700億円)：即時撤廃
ターボジェット・同部品(日EU・EPA4年目撤廃、貿易額約1,300億円)：即時撤廃
(注) 英国政府は上記2分野は来年以降の無税移行を表明しているが、日英間での無税を法的に担保。
- **農林水産品の合意内容**
 - ✓ 日EU・EPAの内容の範囲内で決着。新たな関税割り当ては設定せず。

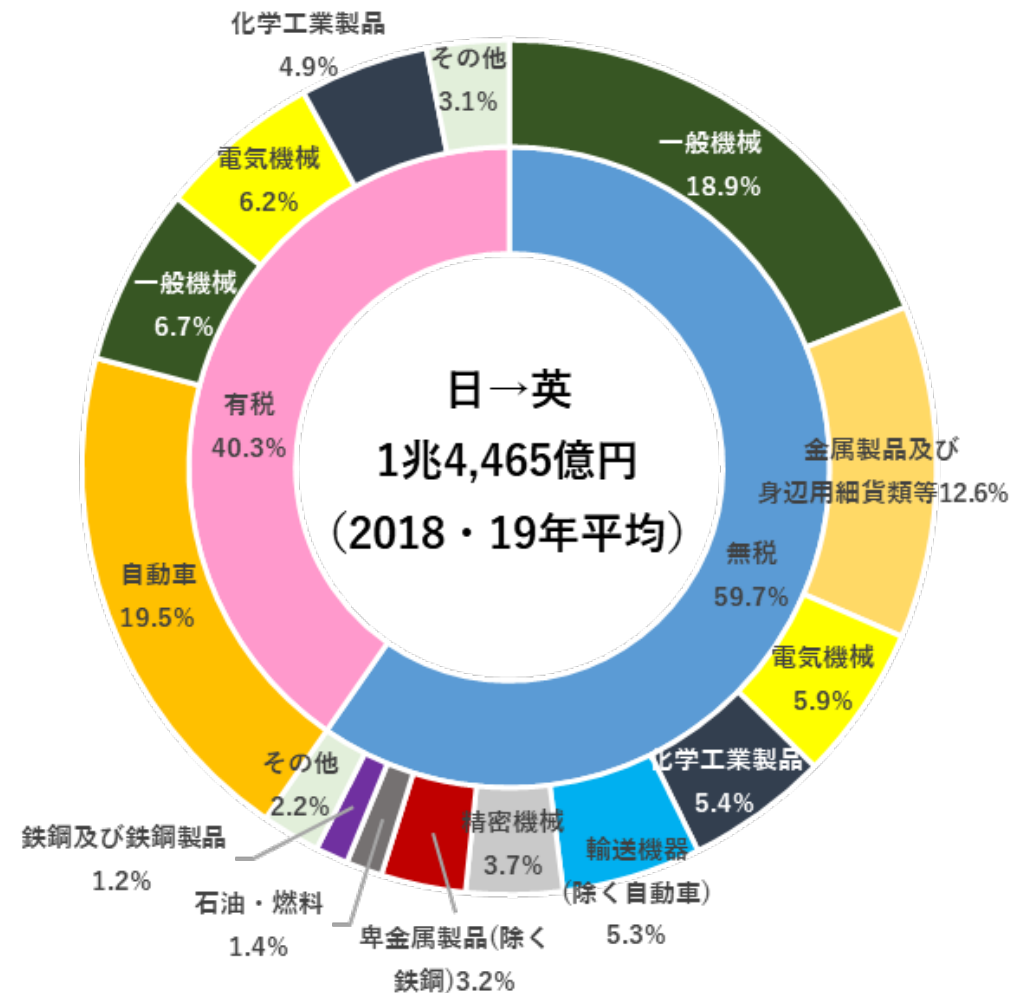
主な内容：ルール分野

- **原産地規則**：EU原産材料・生産を本協定上の原産材料・生産とみなすことを規定。工作機械、繊維、自動車部品等の一部については**品目別規則**を日EU・EPAよりも緩和。
- **電子商取引**：情報の越境移転の制限の禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、暗号情報の開示要求禁止等を規定。ソースコード開示要求の禁止の対象に**アルゴリズム**を追加。

(参考) 英国との貿易関係



出典
貿易額：財務省貿易統計
関税：WTO・IDB



出典
貿易額：英国提供データ
関税：有税・無税の区分は2021年1月から実施予定の英国MFN税率(UKGT)による

R C E Pについて

RCEP協定概要

- 2012年11月にASEANと日中韓印豪NZ で交渉を立ち上げ、2020年11月15日第4回RCEP首脳会議の際にインドを除く15カ国で署名された経済連携協定。署名国で全体で、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割を占める。
- 統一の貿易ルールのもと、地域に広がりのあるサプライチェーンの更なる効率化・活性化に寄与。
- 発展段階や制度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子商取引等の幅広い分野を規定し、地域における自由で公正な経済ルールを構築。
- 今後は早期発効とインドの復帰に向けた取組を牽引。

市場アクセス交渉

各国の対日関税撤廃率（品目数ベース）

全体	ASEAN・豪・NZ	中国	韓国
90%	86%～100%	86%	83%

日本の関税撤廃率（品目数ベース）

全体	対ASEAN・豪・NZ	対中	対韓
88%	86%	86%	81%

ルール分野（代表例）※全20章

＜電子商取引＞・TPP 3原則のうち、「データフリーフロー」、「データローカライゼーション要求の禁止」に係る義務規律を導入（「正当な公共政策目的」と「安全保障上の重大な利益保護」にかかる一定の例外あり）

＜投資ルール＞・「技術移転要求」や「ロイヤリティ規制（技術対価要求の制限）」を禁止（これらの義務に適合しない各締約国の措置は、留保表に記載。）

＜知的財産＞・模倣品の職権による輸入差止め手続の確保に関する義務等を規定。周知商標や部分意匠の保護、悪意の商標出願の拒絶・取消の権限の付与。

インド復帰に向けた取組

11月15日のRCEP首脳会議にて、各国がインドに対し、①RCEP署名以降、いつでも加入交渉に応じる。②RCEPの枠組みにおける「キャパビルへの参加」や「各会合へのオブザーバー参加」を許容する旨の内容の閣僚宣言を発出。

◇RCEP首脳会議（15日（日））では、RCEP協定の妥結を確認・歓迎。以下の内容の共同首脳声明を発出。

- ①RCEP協定の署名を歓迎。早期の発効に向けて取り組む。
- ②RCEPが、地域の新型コロナ危機からの回復において果たす重要な役割を認識。今後、地域の貿易・経済分野の対話・協力のプラットフォームとして発展することを期待。
- ③RCEPが、インドに対して引き続き開かれていることを再確認。インドの戦略的な重要性に鑑み、将来的な参加を歓迎。この関連で、「インドのRCEP参加に係る閣僚宣言」（※）を歓迎。

※「インドのRCEP参加に係る閣僚宣言」：インドの特別な扱いを明確化

- ①RCEP協定の署名以降、いつでも加入交渉に応じる。
（通常の新規加盟国に対しては、協定の発効18か月以降から加入のために開放される）
- ②RCEPの枠組みにおける経済協力活動※への参加を許容。
※ 例：知財分野の人材育成支援
- ③RCEPの各会合へのオブザーバー参加を許容。



「メガFTA」の比較

RCEPは、世界の貿易額とGDPおよび人口の約3割、日本の貿易額の約5割を占める世界最大規模の経済連携協定。

	GDP	人口	日本との貿易額
RCEP	<u>29%</u>	<u>30%</u>	<u>47%</u>
CPTPP	13%	7%	15%
日EU・EPA	24%	8%	12%

出典：世界銀行統計、財務省貿易統計、内閣府資料等

C P T P Pについて

CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) の概要

- CPTPP参加国：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム
- 戦略的意義：21世紀型の新たな共通ルールをアジア太平洋地域に作り上げ、自由、公正で巨大な一つの経済圏（世界のGDPの約13%、貿易総額の15%、人口約5億人）を構築。
- TPP協定からの離脱を表明した、米国の不在に伴い停止する項目を絞り込み、高い水準を維持。
- 2017年11月、大筋合意。2018年3月、チリにてCPTPP協定に署名。
その後、メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪州が国内手続き完了を寄託国へ通報し、
2018年12月にCPTPP発効。2019年1月越も発効。

経緯

2010年3月 TPP交渉開始（当初は8か国）
2013年7月 日本が交渉参加
2016年2月 TPP12署名（於：NZ・オークランド）

2017年
・1月20日 日本、国内手続き完了を寄託者(NZ)に通知
・1月23日 トランプ大統領、TPP離脱の大統領覚書
・11月8-10日 TPP11閣僚会合（ベトナム・ダナン）
→ 11か国によるTPP新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）

2018年
・1月23日 首席交渉官会合(東京)にて協定文確定、3月8日署名@チリを確認
・**3月8日 TPP11署名（於：チリ・サンティアゴ）**
・7月6日 日本、国内手続き完了を寄託者(NZ)に通知

TPP11協定の合意内容

条文概要（全7条）

- 第1条 TPP協定の組み込み
第2条 特定の規定の適用の停止（凍結）
→ 22項目を凍結（うち11項目は知的財産関連）
第3条 効力発生（6か国の締結完了）
第4条 脱退
第5条 加入
第6条 本協定の見直し
→ TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、
いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の
改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う。
第7条 正文（英、仏、西）

凍結項目の例

◇ ISDSにおける「投資許可」「投資合意」部分
投資許可及び投資に関する合意（政府と投資家の間の契約）を
ISDSの適用範囲とする規定を凍結。（※ISDS制度そのものは
維持され、TPP上乗せ部分が凍結。）

◇ 一般医薬品データ保護
先発医薬品の最初の販売承認日から少なくとも5年間の
期間、後発医薬品は承認されない旨の規定を凍結。

CPTPP協定の各分野の概要

関税

- ◆ 工業製品について、10か国全体で99.9%の関税撤廃を実現（品目数及び貿易額ベース）。

カナダ

- 工業製品の輸出額の100%の関税撤廃を実現。
- 乗用車（現行税率6.1%）については、5年目撤廃を実現。自動車部品（現行税率：主に6.0%）については、日本からの輸出の9割弱が即時撤廃。
- 化学、家電、産業用機械では輸出額の99%以上の即時撤廃を実現。

ニュージーランド

- 工業製品の輸出額の98%以上が即時撤廃。残りも7年目までには完全無税化。

豪州（日豪EPA：2015年1月15日発効）

- 工業製品の輸出額の94.2%が即時撤廃。日豪EPA（82.6%）を上回る水準。
- 輸出の約5割を占める、乗用車、バス、トラック（現行税率5.0%）の新車は、輸出額の100%即時撤廃。日豪EPA（輸出額の75%が即時撤廃）を上回る水準。

ベトナム（日越EPA：2009年10月1日発効）

- 工業製品の輸出額の72.1%が即時撤廃。日越EPA（41.6%）を上回る水準。
- 日本企業が高い輸出関心を有する3,000cc超の自動車について10年目撤廃を実現（70%弱の高関税で保護。日越EPAにおいては関税撤廃は実現せず）。

電子商取引に関する規定の導入

- ◆ 国境を越える情報の移転の自由の確保
- ◆ サーバー等のコンピュータ関連設備の現地化（自国内設置）要求の禁止
- ◆ ソース・コード開示要求の禁止
- ◆ デジタル・コンテンツへの関税賦課禁止

貿易の円滑化

- ◆ 貨物や急送便の迅速な引取り許可
 - 貨物：自国の関税法令の遵守を確保するために必要な期間（可能な限り貨物の到着後48時間以内）に引取りを許可
 - 急送便：通常の状態において、貨物が到着していることを条件に、必要な税関書類の提出後6時間以内に引取りを許可

投資・サービスの自由化

- ◆ コンビニ等小売業や劇場・ライブハウス等のクールジャパン関連、旅行代理店等の観光関連などの外資規制の緩和
- ◆ 進出企業に対する技術移転要求やロイヤリティ規制等の禁止
- ◆ 「国」対「投資家」の紛争解決手続（ISDS）の導入（※ただし、「投資契約」と「投資許可」については凍結）

模倣品・海賊版対策の強化

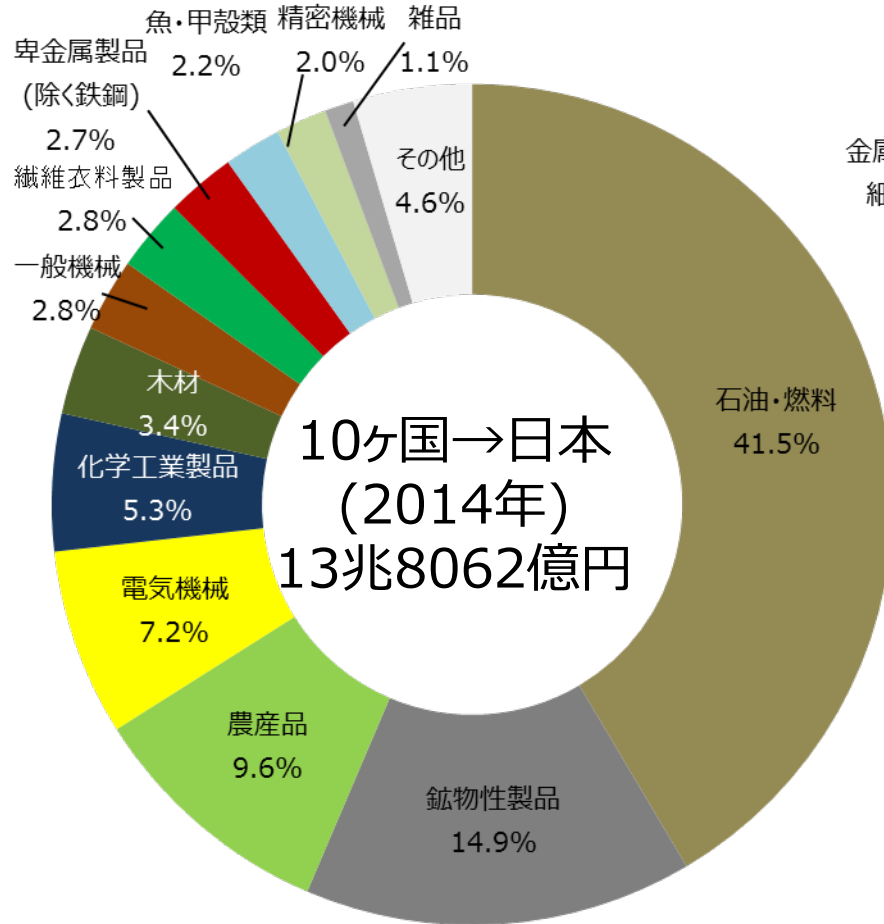
- ◆ 模倣品・海賊版の水際での職権差止め権限の各国当局への付与
- ◆ 商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用や映画盗撮への刑事罰義務化など

国有企業に関する規律の導入

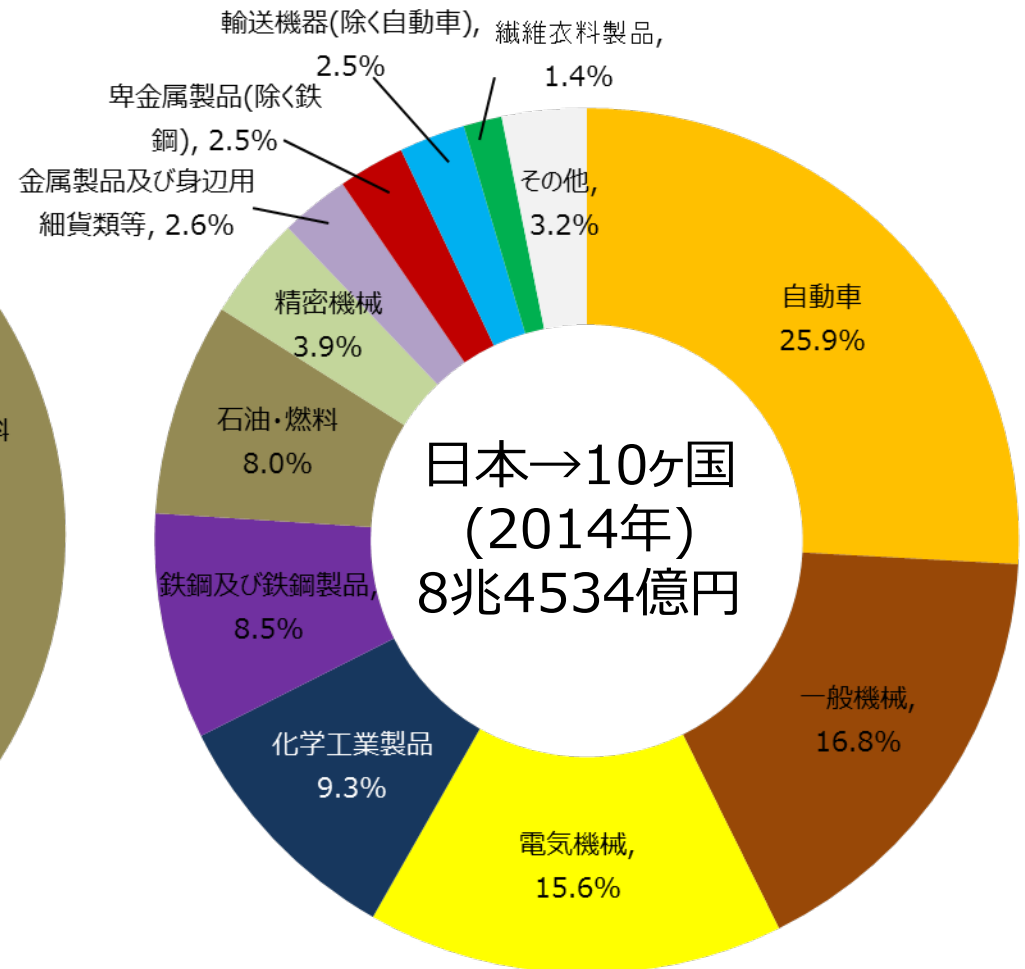
- ◆ 国有企業の義務として、以下を規定。
 - 無差別待遇と商業的考慮
 - 非商業的援助及び悪影響
 - 透明性を規定

(参考) CPTPP (日本と他10ヶ国) の貿易関係 (2014年)

- CPTPP参加国のオーストラリア, ブルネイ, カナダ, チリ, マレーシア, メキシコ, ニュージーランド, ペルー, シンガポール, ベトナムと我が国の貿易関係を見ると、資源エネルギーを中心に日本の入超。



貿易データ：財務省貿易統計 (2014年)
日本の世界からの輸入データを使用



貿易データ：財務省貿易統計 (2014年)
日本から世界への輸出データを使用

CPTPP参加国と加盟に関心を持つ主な国・地域

- 6 か国が国内法上の手続きを完了した旨を書面により寄託者（N Z）に通報した日の後 60 日で効力を生ずる→2018年12月30日に発効。

